

## 監事監査報告書

監事は、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項<sup>\*1</sup>及び第38条第2項<sup>\*2</sup>の規定に基づき、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という。)の2021事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日)の業務、事業報告書、財務諸表(貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類(案)及びこれらの附属明細書)及び決算報告書等の監査を実施しました。

その監査の方法と結果について、下記のとおり報告します。

2022年6月28日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

監事 三宅 正純

監事 小林 洋子

---

<sup>1</sup> 監事は、独立行政法人の業務を監査する。この場合において、監事は、主務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

<sup>2</sup> 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告(次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。)を添付しなければならない。

## 記

### I 監査の結果<sup>\*3</sup>

#### 1. 業務監査の結果

- (1) 機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、効果的かつ効率的に事業が運営されているものと認めます。
- (2) 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は、相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められませんでした。
- (3) 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められませんでした。

#### 2. 会計監査の結果

- (1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、監査覚書にて指摘された改善事項への適切な対処を検討願います。
- (2) 財務諸表及び決算報告書は、必要な事項を正しく示していると認めます。

#### 3. 事業報告書についての意見

- (1) 事業報告書は、「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン(2018年9月3日設定)」に従い、機構の状況を正しく示していると認めます。

### II 監査の方法及びその内容

監事は、「2021年度監事監査計画」に基づき、機構がその業務を、関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか(通則法第19条)、また、財務諸表等が適正であるか(通則法第38条)について、監事を補佐する監事室とともに、次の通り、監査を行いました。

---

<sup>3</sup> 「独立行政法人の監事の監査報告の記載例について」(総務省行政管理局)に従った書き方とした

## 1. 監査の進め方

(1) 監事は、理事長と監事との間の了解<sup>\*4</sup>に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。

- 機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
- 会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
- 機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めること。
- 理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
- 機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。

(2) 監事は、理事長、副理事長と、原則として四半期毎に定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換しました。

また、監事は、監査の結果、是正又は改善を必要とする事項があると認めるときは、随時に、理事長に意見を述べるとともに是正等の措置を求め、その措置結果について報告を受けることとしております。

2021年度においては、是正又は改善を必要とする事項は有りませんでした。なお、監事が指摘したその他懸念事項については適切に調査及び改善措置が行われました。

(3) 監事は、「監査役監査基準」<sup>\*5</sup>及び「監事監査指針」<sup>\*6</sup>を参考としながら、機構の業務運営のリスク評価に基づき、「2021年度監事監査計画」を策定し、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。

(4) 監事は、上記(1)から(3)までの監査を行うことによって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

## 2. 2021年度の監査活動

### (1) 重点監査

以下の監事監査計画に示された重点監査項目に関し、監査対象部署における取組状況を確認し、全社的に共有すべき好事例や課題等を識別しました。

- 事業移管等のリソースシフトや業務合理化に関して、全社横断的な観点での業務の最適化や、デジタル化・DXによる業務の効率化等の取組み状況を確認する。
- 新たな民間との連携(PPP事業、BPO化、出資、知財等)に関する取組み状況を確認する。
- 役職員のコンプライアンス意識の徹底について、法令・内部規程等の理解浸透、意思決定プロセスの透明化等の取組み状況を確認する。
- 職員の能力・モチベーション向上のための環境整備に関して、人材育成や衛生安全管理(メンタルケア等)の取組み状況等を確認する。

<sup>4</sup> 監事監査要綱(平成15年10月制定、令和2年3月19日改正)

<sup>5</sup> 公益社団法人日本監査役協会、平成27年7月23日改定版

<sup>6</sup> 独立行政法人、特殊法人等監事連絡会 平成26年12月制定

## ① 事業移管等のリソースシフトや業務合理化について

- 筑波宇宙センターでは管理部が中心となって各部、部門と連携し、事務支援業務請負化を推進しており、その定着に向け、ユーザの声を踏まえつつ調整を進めていることを確認しました。一方、相模原キャンパスや調布航空宇宙センターにおいては、人員リソースの制約から各職員のスキルへの依存度が高く、かつ、各部署、研究室でアウトソーシングしている業務が異なる等、画一的に推進することが必ずしも最適とは言えない状況であることも確認しました。そうした事業所ごとの事情の違いを把握しつつ、それぞれの業務体制、職員構成規模に見合った業務効率化を進めることが重要であり、筑波宇宙センターでの事例等をうまく活用した意識改革、理解増進を組織横断的に進めていただくことが重要であると考えます。
- 各事業所、部署においては、若手も参加し積極的に独自のデジタル化、DXに取り組んでいることを確認しました。主な好事例は以下のとおりです。
  - ◇ 種子島宇宙センターでは、現場での不具合情報等を遠隔地にいる経営層と共有し迅速な危機管理を行うことを目的としたDX化を試行中。
  - ◇ 施設部では、全国に広がっている施設管理の省力化を目指し「共通プラットフォーム」「遠隔監視」ツールを検討中。
  - ◇ 各海外駐在員事務所では、小切手に代わるオンライン決裁化、事務所セキュリティ管理にスマートフォンを活用等、少人数組織ならではの工夫を進めている。
- 今後、試行フェーズを踏まえ具体的に業務にDXを取り込んでいくためには、業務自体の見直し、棚卸、断捨離が必要になってきます。効率化の目標を設定し、その効果を定量的に評価し、適宜、計画を見直していく仕組みを構築し、内部統制システムとして継続的にモニタリングすることが重要であると考えます。

## ② 新たな民間との連携(PPP事業、BPO化、出資、知財等)に関する取組み状況

- サービス調達等、新たな契約形態による民間連携の検討が各部署において取り組まれていることを確認し、産業振興を促進する意識が全社的に拡大しつつあると実感しています。この流れをさらに定着させるためには、民間連携の知見・経験を持った人材を増強し活用すべく、組織横断的な連携、キャリアパスの明確化等の施策が重要であると考えます。
- 特に、様々な部署において、JAXAの限られた人材リソースや予算の中で最大限の成果をあげるべく、PPP(Public Private Partnership)／PFI(Private Finance Initiative)やBPO(Business Process Outsourcing)等の新たな契約手法を積極的に導入して設備維持運用業務や事務的業務等を民間主体で運営させる改善に取り組んでいることを確認しました。この取組みにおいては、JAXAが培ってきた知見、ノウハウを継承しつつ、事業者の主体的な活動をどう確保するのか等の課題があると考えます。業務の定型化、

IT 化も考慮しつつ、JAXA と事業者がしっかり連携し、業務の効率化と品質をバランスよく確保するための内部統制システムが構築されるよう、引き続きフォローしていきたいと考えます。また、さらに民間への事業移管を促進するため、制度面では、補助金で取得した財産(処分制限財産)の民間利用に関する認可を得る等の課題も識別されています。今後、経営層を交えた関係府省との調整により、迅速な問題解決に向けた働きかけを行うことが重要であると考えます。

### ③ 役職員のコンプライアンス意識の徹底

- ハラスメント防止の取組みとして改善された相談員制度がうまく機能し相談案件が増える等、改善が図られつつあることを確認しました。一方で、請負業者、派遣職員等が混在する職場では、相談されたハラスメント事案に加えて、法令違反につながる可能性のある事案が起りえることを懸念しています。こうした複雑化した案件処理については、ハラスメント事案処理とは別に、スピーディに法令違反につながる可能性のある事案の法的なリスクを評価し、処理する体制の構築が必要であると考えます。
- また、相談員制度については、相談件数が増えつつある中、人事部側の人的リソースが十分確保できていない事情も確認しました。今後、各部、部門の人的リソースや外部コンサルタントの活用等、必要な体制強化について経営として配慮すべき事項であると考えます。
- 新事業促進部では、民間連携におけるコンプライアンス意識の徹底を重視し、具体的な事例(例えば、民間事業者の情報へのアクセス制限に係るリスク等)を示して理解浸透させる工夫を行っており、これは、他の部署への好事例となるものです。さらに、役員コンプライアンス研修は他社の事例等が豊富に盛り込まれ、限界事例等に対する理解が深まる非常に効果的な研修であったと考えます。このような取組みを通じ、各役員が率先してコンプライアンス意識を各部門等で定着させることを期待します。

### ④ 職員の能力・モチベーション向上のための環境整備

- 人材育成委員会での議論や監事監査を通じ、宇宙科学研究所等において、プロジェクトや研究活動の機会を活用した人材育成の取組みが進められていることを確認しました。引き続き、全社的な理解、協力につながるよう、経営として予算や人材配置等への配慮、取組みが重要であると考えます。
- また、人材不足を補う方策として、再雇用職員等の経験ある人材の活用による人材の空洞化防止について、鹿児島宇宙センター、筑波宇宙センター、角田宇宙センターの各事業所で問題提起がなされ、対応策について意見交換を行いました。2022年度においても、モチベーションサーベイやアンケート結果等を踏まえ、更なる全社的な議論と対策が具体化されるよう注視していきたいと考えます。

## (2) 経常監査

- ① 監事は、理事会議をはじめ、プロジェクト進捗報告会、事業進捗報告会、人材育成委員会、安全審査委員会、環境経営推進会議、新型コロナウイルス対策本部会議などの重要会議に出席し、業務の状況や課題が経営層的に的確に報告され対処されているか、法令等に基づき問題が無いが、理事長の意思決定が合理的になされているか、を確認しました。

また、監事は、機構が通則法第19条第6項で定める書類を主務大臣に提出しようとするときには、当該書類の調査を行いました(2021年度は、令和2年度決算関係書類の提出など)。

さらに、役職員等から内部統制システムの構築及び運用の状況について定期的に報告を受けるとともに、コンプライアンス事案に係る委員会等に出席し、機構全体のリスクマネジメントのPDCAサイクルが有効に機能しているか、コンプライアンス違反防止体制が必要十分に整備されているか、経営方針が機構組織の末端まで伝達され咀嚼されているか、顕在化したコンプライアンス事案への再発防止等の対策が適切に行われているか、などに留意して監視・検証しました。

- ② 監事は、機構の業務の状況は事業報告書に正しく示されているか、時宜に応じて情報が公表され、機構の説明責任が果たされているかについて、理事会議その他重要な会議や理事長が行う内部評価に出席し、あるいは、機構の業務運営における監査において、問題が無いことを確認しました。

- ③ 監事は、主要な事業所(筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、鹿児島宇宙センター、角田宇宙センター)について監査を行い、当該事業所における事業が適切に行われているか、事業所としての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題は無いかなどを、関係職員との対話、書類閲覧、一部施設設備の現地調査(角田宇宙センター、種子島宇宙センター、調布航空宇宙センター)等により確認しました。また、その他の事業所等については、小笠原追跡所、上齋原スペースガードセンター、美星スペースガードセンターの現地往査を行いました。

さらに、主要な組織(経営推進部、調達部、調査国際部、新事業促進部、施設部、宇宙輸送技術部門(宇宙輸送系基盤開発ユニット)、研究開発部門(革新的衛星技術実証グループ)、パリ駐在員事務所、バンコク駐在員事務所)について、事業の実施状況、管理状況などを、関係職員との対話、書類閲覧等により確認しました。

## (3) 契約の適正性についての監査

- ① 監事は、四半期毎に開催される契約監視委員会に委員として出席し、調達等合理化計画の点検を行うとともに、サンプリングによる個別契約の審議を行い、随意契約の適正性及び一者応札比率の改善に向けた取り組みの進捗状況を確認しました。

- ② 監事は、5億円超の契約伝票(支出契約383件1,519.1億円及び収入契約48件521.1億円)の回付を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。
- ③ 監事は、随意契約、参加者確認公募の適正性などを審査している契約審査委員会(開催41回、案件数2,378件)の報告を受け、必要な場合は質問をし、問題があれば改善を要請しました。

#### (4) 財務諸表等の監査

- ① 監事は、財務部と必要に応じミーティングを行い、財務会計システムの運用状況等の確認を行い、決算に向けた会計上の課題について意見交換を行いました。
- ② 監事は、毎月合計残高試算表等の報告を受け、主な勘定科目の増減理由などについて説明を聴取しました。
- ③ 監事は、2021年度の財務諸表及び決算報告書の提示を受け、会計基準の改正への対応などについて説明を聴取し、財務諸表等が必要な事項を正しく表示しているかどうか確認を行いました。

#### (5) 会計監査人との連携

- ① 監事は、会計監査人が独立の立場を保持し、適切な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けるとともに、監査に立ち会う等、必要に応じて説明を求めました。
- ② 監事は、会計監査人から、2021年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、2021年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。
- ③ 監事は、会計監査人から、監査報告書の写しの提出並びに実施した監査及びその結果の報告を受け、監査報告の内容が適切であることを確認しました。

#### (6) 内部監査部門・業績評価部門との連携

監事は、評価・監査部と、定期的にミーティングを行い、内部監査やセキュリティ監査の状況及び結果並びに業績評価の状況及び結果を把握しました。特に、2021年度決算における証拠書類等の確認作業については、内部監査部門と連携し、進捗状況を経営層に共有しつつ、内部統制が確実に図られていることを監査しました。

## (7) その他

監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会(今年度はオンライン及び書面配布による開催)に出席したほか、他の国立研究開発法人の監事と情報交換を行い、監査の参考としました。また、独法等監事連絡会や日本監査役協会が提供するオンラインセミナー等に参加し、得られた情報を監事監査に反映しました。

### Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定<sup>\*7</sup>において定められた監査事項についての意見

過去の閣議決定において定められた監査事項については、監事は、上記の監査活動の中で監査を行いました。

その結果、2021年度における、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、理事長の報酬水準の状況及び保有資産の見直しについての機構の取組みは、妥当であると認めます。

以上

---

<sup>7</sup> ・独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日)  
・独立行政法人の抜本的な見直しについて(平成21年12月25日)  
・独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日)  
・独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日)